

奈良県告示第七十二号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十七年六月二日

奈良県知事 荒井正吾

事業名	確定年月日	地区名	事業年度	完了年月日
県営ため池整備事業	平成二十三年八月三十一日	白土下池地区	平成二十三年 度から平成二 十六年度まで	平成二十七年三 月三十一日